

◎新潟県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、
県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業松浦地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用
地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
新発田市	八幡	上野	245	畑	155
同	同	同	246	同	62
同	同	同	1713-1	同	148
同	同	同	1715-1	同	112
同	同	真栗沢	1677	同	155
同	同	同	1678	同	274
同	同	同	1679-1	同	300
同	同	片曲り松	273	田	793
同	同	舘ノ前	961-2	畑	542
同	同	野中	1411-3	原野	46